

# 律令的編戸の成立過程とその実態

湊 敏郎

「白髪部五十戸」「岐十口」（表裏）

「大花下」

## はじめに

編戸については里制・評制とも関連して、これまで種々、論究されているが、不明な点が多い。今日の状況は「白髪部五十戸」などの「戸」に関する木簡の発見もあり、後述のように既に色々見解が出されている。一方考古学の分野において集落の研究が進展してきている。小論ではこの集落の問題を参考にして編戸の成立過程とその実態について私の考え方を述べてみたいと思う。

なお付け加えておくと、私は以前、律令人民の姓の成立過程について発表したことがある<sup>1</sup>。その考えは現在でも變っていないのであるが、それが編戸の問題に関ってくるので、それを考え方合わせながら述べていくことを許していただきたいと思う。

それはともかく、岸俊男氏は以前「日本における『戸』の源流」という論稿で、人名に飛鳥戸とか春日戸という「戸」字のついた人名があり、それは部民制下の六世紀後半頃に一部で編戸が行われていたことによるという見解を出しているので、岸俊男氏の見解としては五十戸単位の編戸がこの時期成立していたとみられるのは当然の見解である。しかし岸俊男氏は慎重に「戸」の内容については言及されていないし、五戸＝一里制についても里制がこの段階に成立していたとはみられないと態度を保留している。

## 一、「白髪部五十戸」に関する諸見解

一九七五年度に櫻原考古学研究所は発掘した飛鳥京跡から多量の木片類を検出しだが、それを整理しているうち、

また鎌田元一氏は（五十戸）が「即座に『里』と読みかえられないの勿論のこと、この場合はそれが果して地域的編戸を示しているもので

あるかどうかも定かではない」と述べられている。

これに対し直木孝次郎氏<sup>8</sup>は鎌田氏の見解を原則的には正しいとしながらも、下総国大嶋郷戸籍で一郷の戸主の大部分が「孔王部」という同姓であるという例をあげられ、一地域の住民のすべてが白髪部であることは十分にありうることで「その場合、本来課税単位として編成された『白髪部五十戸』は同時に『地域的編戸』ともなるであろう」とされ、

更に天平十二年遠江国浜名郡輪租帳を参照され、豪族私有部民がこの地域にはおらず、このような地域では編戸が行わるやすいし、その編戸は地域性の強いものとなると述べられ、天智朝には地域とも関連のある編戸が進展し、その成果のうえに立って庚午年籍が作成されたといわれている。そして五十戸一里制の制度的な成立は現存の史料による限り、早川庄八・鎌田元一両氏の説のように天武四年以後と考えるのが妥当であろうが、その実体である地域的編戸は庚午年籍成立以前にさかのぼらしてよいといわれている(里制に関する諸説は直木氏の論文に整理されている)。また直木氏は伊場遺跡出土木簡にある「五十戸造」(直木氏の主たる関心はこの木簡にあるのであるが)に注目され、五十戸長、里長が成立する以前、五十戸を行政単位とする制が天智三年ごろから存在し、その長として「五十戸造」という里長の前身の職があつたと推察されている。

しかし私はこの直木氏の見解に疑問を持つ。というのも結論的に言えば、律令的な編戸が完成するのは持統朝の庚寅年籍であると考えているからである。また「五十戸造」の木簡については、その五十戸造という職名が地域的にもせよ普遍的な官職として存在したか疑問であり、直木

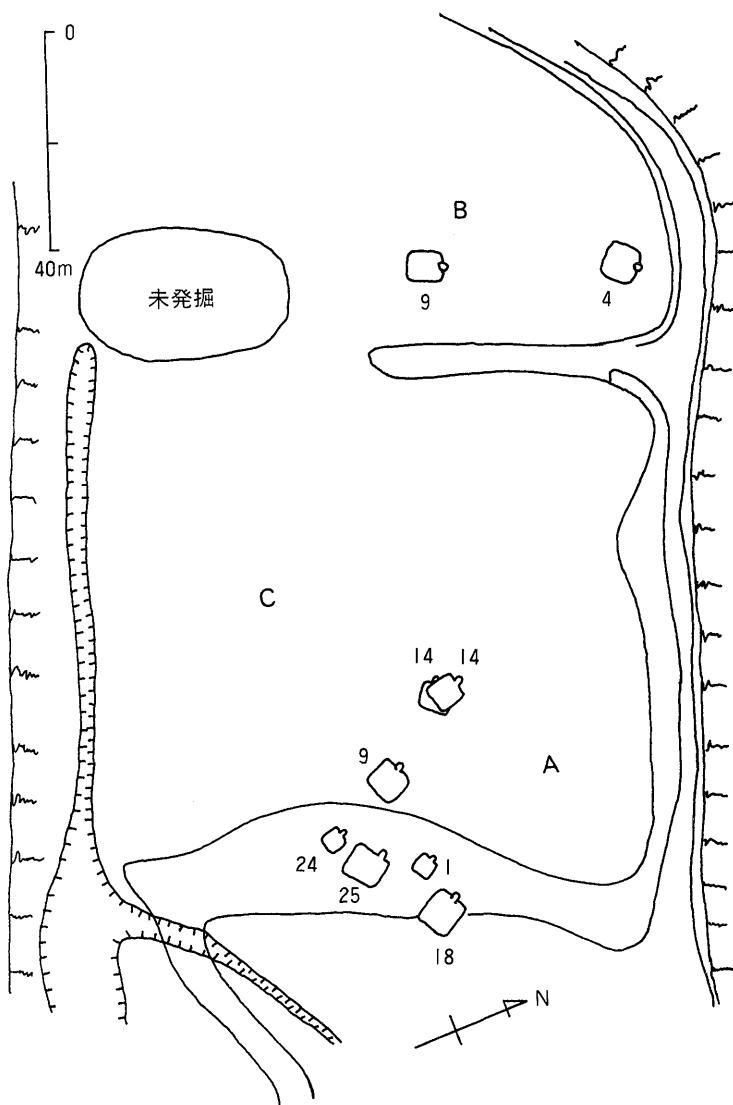
氏のいわれる「地域的編戸」の論理がくずれればその説は成り立たないのである。

それはともかく、「戸」に関する議論に入る前に編戸の実態を考える前提として、当時の村落、集落の実態がどうであったかを見ておきた。この問題は考古学の方面に助けを求める外はない。

## 二、考古学の集落の研究

考古学の方面では十年程前までは和島誠一・金井塚良一両氏の「集落と共同体」<sup>10</sup>がこの方面での研究で唯一のものであったが、その後多数の人々によって集落に関する考古学の研究が進められてきており、それを参考にしたいと思う。ただここではそれらのうち、集落の変遷について具体的に追跡された和島誠一・金井塚良一両氏と服部敬史氏<sup>11</sup>の東国の居住址に関する研究を主に参考とした。

和島・金井塚両氏は埼玉県五領遺跡を主な対象にして述べておられ、鬼高<sup>12</sup>期後半の住居址で(原島礼二氏の説によれば、鬼高<sup>13</sup>期後半は七世紀前半頃)八ヶ所の住居址が検出され、第一図のよう A・B 二つのグループが見られた。そのうち A は一つのまとまったグループで、B は未発掘の所があるので、そこに住居址がある可能性がある。A の六ヶ所の住居址は堅穴の方向が等しく、かまどの反対側を入口とすれば、住居址群の前にかなり広い空地がとられ、この堅穴配置の計画性は大小の異なった堅穴住居址によって構成されているが、全体として強い規制がおこなわれていたことを示唆するとしている。



第1図 五領遺跡の鬼高期の住居址

和島誠一・金井塚良一「集落と共同体」より、鬼高期の住居址だけを抜き出して、筆者が作図した。

かつまたA地点で最大の規模を持つ二五号住居址には凝灰岩を芯にし

た堅牢なかまどが設備されているのに対し、一号・二四号の小規模な住居址には粘土も薄い粗末なかまどが築かれているという。そして出土遺物も二五号からは様々な土師器を中心に須恵器、滑石製の剣、鉄製品など多量で豊富な遺物が出たが、一号・二四号からは若干の土師器が出たにすぎない。

このようにこの時期の集団の構成は単純でなく、神奈川県三殿台遺跡の或る住居址からは金環が発見されたということで、集団の内が分化しているということが指摘されている。そしてA地区全体の全員をその住居の面積から割り出すと、三十人前後ということで、このようなグループを単位集団と呼ばれている。

またこの単位集団は古墳時代前期には一地点に集中していたが、この鬼高峰期後半にはA区・B区というように単位集団が分散的で相互に孤立して存在しており、それぞれが自立的な性格の強い集団に成長していることを示しているとも言われている。そして両氏はこの単位集団を家父長制的世帯共同体として郷戸にあてておられる。

また服部敬史氏は東京都八王子市の中田遺跡を対象に六世紀から七世紀にかけての集落の展開を論じられている。<sup>14</sup> 服部氏が六世紀とされる後I期の中田遺跡の集落はA群・B群・C群のグループに分けられ、それはA群からB群、それからC群と住居地が定められ、その変遷の過程は一元的ではなく、A群が定着し、それが存在するうちB群が現われはじめ、両者があるうちにC群の一部も現われるといった連続性があるとされ、後I期を通じてA群はたえず集落の中核的役割を担っていたとされ

る。

そしてA群には堅穴の一辺が一一メートル、床面積一二〇平方メートルを超えるものを筆頭に、一辺九メートル前後のものがA群十七軒中九軒も存在し、このグループは「金井塚良一の規定した家父長家族より以上の階層といえるものである」とされており、どれくらいの規模の首長か分らないが、豪族の居住する集落であることが指摘されている。

また道具の保有状態を見ると、須恵器はA群に四軒、B群に一軒というように限定された保有の状態がみられ、それはすべて大形住居であるという。鉄器も同様に大形住居を中心としているという。祭祀遺物である石製模造品や土製模造品は先の須恵器・鉄よりは広範に出土しており、住居の規模には影響されていないとされ、これはかまどとその付近から出土する例が多く、火と関係する祭祀形態であるとされている。

七世紀前半とされる後II期にはいると、大形住居が皆無になり、堅穴の一辺が五、六メートルと平均化し、住居の小形化と定形化が指摘できるとされる。さらに集落が縮少し、これは有力家族が分解していくものであり、一軒の住居に一世帯が居住する現象の萌芽とみられるところである。

七世紀後半とされる後III期にはいると集落規模はさらに縮少し、微高地の中央部に一群となってしまうが、細部でみると三軒で単位の小群からはA群からB群、それからC群と住居地が定められ、これが一家族である可能性があるとされている。そして南西隅には一軒の鍛冶工房と考えられる堅穴が存在し、一家族の自立化が進展するにつれてその労働量の不足を補う専業集団が発生しているとされる。また土製模造品が少数の住居に後II期を経てこの時期まで

で残存しているが、石製模造品をあわせもつことなく、退嬰的な祭祀形態であり、祭祀行為が統一される時期になおこうした室内祭祀を残存させている点でこの集落の後進的な一面をのぞかせているとされている。

そして以上のような集落の変遷の過程は「豪族的ないしは集落内の長的家族の解体と、個々の家族の自立の方向を示すものであろう。すなわち七世紀末葉までに階層分化が激しく進んでいたことを意味するようである」と言っている。また七世紀に入つての集落の縮小現象をどうとらえるかは今後の課題であるとしながらも、おそらく小さな経営単位に分かれた自立農民層が拡散していく姿を反映しているとされている。

以上、考古学における集落の研究を整理したわけであるが、考古学は専門ではなく、諸氏の分析や見解をそのまま整理しただけである。さて問題はこの住居址から分る集団の例が文献の側でこれまで研究されてきている集団の発展段階のどの段階に当るかということになる。

### 三、文献側との関連でみた編戸の実態

八世紀初頭の正倉院に残る戸籍の研究について、既にこれまで諸先学によって様々な角度から研究されているが、各戸籍に記載されている集団の発展段階について、通説的に大宝二年の筑前・豊前・美濃国各戸籍の集団は郷戸 $\parallel$ 家父長制的世帯共同体間の階層分化が進展し、養老五年の下総国各戸籍の集団はようやく家父長制的世帯共同体が自立している段階で、まだその間の階層分化は進展しておらず、美濃・北九州戸籍

に見える集団が発展の度合いとしては先進的であったとみられていると思う。

さてまず和島・金井塚両氏の郷戸 $\parallel$ 家父長制的世帯共同体の内部にも階層性がみとめられるという指摘が注目される。これは服部氏が指摘されている豪族層の共同体の内部にもあてはまる。即ち大形の住居のまわりに小型の住居が存在するという型である。これは一般成員のこともあるが、特に寄口が存在するということと考え合わせて注目できると思う。寄口というのはその性格はまだどういうものか解決を見ていかないが、公民ではあっても単身者とか親子一人だけとか、とにかく破片的な家族である。それらが郷戸の内に含まれていて、前述の粗末なかまどの小さな堅穴住居址に居住しているのはこういった人々ではなかつたかと思う。最近、南部舜氏は寄口について、女系親族ではなく、下層の農民であると主張している。<sup>15</sup>注目すべき見解であると思う。

そして戸籍を検討すると下総国戸籍には寄口があまり見られないのに対し、美濃・北九州戸籍には寄口が下総戸籍よりは多く見られることが挙げられる。こうして見ると和島・金井塚両氏が指摘している例は美濃や北九州戸籍にみえる、郷戸間の階層分化が進展した先進的集団の例にあてはまるのではないかと思う。即ちこういう美濃・北九州の先進的集団では郷戸間 $\parallel$ 家父長制的世帯共同体間の階層分化の外に郷戸内においても堅穴 $\parallel$ との階層性というものが生じていたことが分る。

ところでこの寄口については計帳類の検討から、早くからその流動性（一つの郷戸から他の郷戸へ移るということ）が指摘されており、郷戸の構成メンバーの内でも最も流動的な性格を持つものであつ

<sup>16</sup> 16

たといわれている。即ち「必要とあれば世帯主の利害は他郷の世帯と結びつくことも辞さない」<sup>18</sup>といわれており、律令制下においても郷戸の構成は流動的で、その最大の起因になったのは寄口であるといわれている。このようにある郷戸に共同生活を送っていた寄口が他の郷戸へ移るということもかなりあったわけである。

また奴婢であるが、奴婢は共同体の規制を破った犯罪者、あるいは債務奴隸として生産され続けていたことが考えられる。律令的賤身分が確定されたのは庚寅年籍によってあることが弥永貞三、原秀三郎、平田耿二、八木充、吉田晶諸氏によつて指摘されており<sup>19</sup>、それまではこのような奴婢もまだ国家によつて身分を固定化されず、生み出され続けていたことが言える。勿論庚寅以後も再生産されてはいたが、国家的に賤身分として確定されたのは庚寅年籍である。

それでは服部敬史氏が指摘された中田遺跡の場合はどうであろうか。中田遺跡は地方豪族の居住する集落であるが、六世紀の後Ⅰ期の段階で居住する住居間に隔差があることがいわれている。そして七世紀に入つて後Ⅱ期・後Ⅲ期と経るにつれて集落が縮少し、住居址が平均化していることが指摘されている。これは和島・金井塚両氏も指摘されていた。

両氏は「鬼高期から真間期にかけて、堅穴生活のいちじるしい発展を顕現した堅穴住居址は、真間期後半になると次第に様相を異にしてくる。堅穴住居の平面形態は依然として方形を基本にしているが、形のくずれが目立ち、大きい住居址は姿を消して住居址はふたたび小規模になつた。堅穴の内部構造も次第に不揃いになり、柱穴のないもの、貯蔵穴のないものが目立つようになる」といわれている。中田遺跡の地方豪族の

場合とは事情を異にすると思われるが、住居址が小型化する点では同じ現象と思われる。この点について和島・金井塚両氏は「真間期後半以後の堅穴住居址に認められるこの顕著な退化現象は、この時期に平地住居の造成が進行し、有力な堅穴住居居住者の平地住居への移行がすすんだことも一因となつたと考えられるが、この時期とみに進展した古代国家による収奪の強化とこれは決して無関係ではなかつたであろう」とさせている。

中田遺跡の場合は服部氏がいわれているように有力家族が分解していくものであり、分解した自立農民が拡散していく姿を反映しているともいえるが、同時に堅穴の小型化と平均化にはやはり金井塚氏等が指摘されるような国家による収奪の強化という背景があつたことがある。いずれにしても中田遺跡の場合においても、住居の平均化ということが家父長制的世帯共同体の成員内部に階層分化が生じているということの反証にはならず、むしろそこには服部氏自身が言われるように、階層分化がはげしく進展していたとみてよいと思われる。

こう見てきて先の「白髪部五十戸」の問題に返つて、岸俊男氏が考察されたように大化五年から天智三年の間に「五十戸」という把握が行政側から行われた時の実態というものを考えてみたい。まず第一に五十戸に編成する際に実際の世帯共同体が形成している村落との間にずれがあり、やりくりをしたろうということは考えられ、これは從来から一般に言われていることである。

第二に注目したいのは「白髪部」という清寧天皇の名代の部名が付いている点である。私は「白髪部」というのは名代の部名そのものである

と思う。すなわち部民制が廃止されるのはずっと後の天武四年の部曲廢止の時であり<sup>22</sup>、この段階はまだ部民制下の名代の白髮部であり、この木簡はその「白髮部五十戸」からの貢進物付札だと思う。五十戸という後の里制に相当する単位の戸数が表われている点は評価できるが（その実態については後述する）、これが後世の多くの貢進物付札のように個人名でないところがこの時期の特徴を示していると思う。

「白髮部五十戸」と一括して書いているところを見ると、直木氏が指摘されているように、あるいは下総国戸籍に表われている一郷の内が同姓者ばかりであるという、後進的地方から出されたものではないかとも思われる。もしそうだとすれば、階層分化の未分化な社会で、同じような規模の家父長制的世帯共同体が存在している所に五十戸という編成單位を持ち込んだわけで、基本的な郷戸の数を把握したという評価はできる。しかしそうして把握された各郷戸が戸籍のようなものに登録されていたかどうかということは分らないと思う。こういう所では現実には集団の首長を把握しておけば支配できると思う。木簡の「白髮部五十戸」という集団による貢進の仕方もそういった名代の白髮部の首長（地方的伴造）がまとめて貢進している実態を示していると思う。

私は以前に人名の成立過程と戸籍の関係について発表したことがあるが<sup>23</sup>、私の考えではこういう後進的地方で人民が人名を付けられて戸籍に登録されるのはもと後の庚寅年籍で、その前の天智朝の庚午年籍段階は集団の首長が白髮部とか孔王部とか藤原部といった姓を付けられて、戸籍に記載され、他の一般の共同体成員は姓をつけられないまま「某部」と所属が記載されて登録されていただけであると思う。

登録されているのであるから、一人一人が把握されていたことと見ることもできようが、無姓のままで氏姓秩序上に公的身分を認められていないのであるから、そこには個人を把握しようという意識は認められず、グループとして把握しようとしているだけと思われる。まだ律令的な個別人身支配の性格は現われていないのである。まして「白髮部五十戸」の木簡の段階では現実の家父長制的世帯共同体が五十戸に編成されたとしても、それは郷戸数が把握されていたことを示すのみで、彼等が戸籍に登録されたとは考えられないのである。

それでは次にこのような「五十戸」という把握が直木氏がいわれるようにな「地域的編戸」といえるかどうかについて述べてみたい。「五十戸」という特定の数字による「戸」の編成を持ち込んだのであるから、「見」「編戸」したように見えるが、実際は現実の同規模の家父長制的世帯共同体のまとまりを「五十戸」と把握したにどまるのであって、「戸」を行政の最少単位として「編戸」したという積極的な姿勢を見ることはできないと思う。何故なら「編戸」すれば、それには必ず戸籍が実施されねばならないと思う。戸籍に各戸の人員、人名を登録せねば「編戸」の意味はないからである。ところがこのような下総国戸籍所載の集団では先述したように、一人一人を最終的に戸籍に登録するのは庚寅年籍においてである。また直木氏が根拠とされる天平十二年遠江国浜名郡輸租帳所載の集団は人姓（神人）、人部姓（神人部）、部姓の集団から成っている。このように姓の分化が存在する集団は郷戸間の階層分化が進展した集団であることをかつて述べたことがある。そして史料上、某姓、族姓が見えないけれども史料的制約によって見えないだけで、某姓も族姓

も存在していたと思う。<sup>25</sup>直木孝次郎氏はこの集団は豪族私有部民が存在しないので、編戸が行われやすく、その編戸は地域性の強いものとなると言われている。しかし族姓者である地方豪族の政治的近親集団が存在した可能性がある。また豪族私有部民といわれるけれども、例えば出雲臣の支配下に出雲部は存在せず、出雲部という部姓の豪族私有部民は他の地方首長の支配下に存在し、支配形態が異なることもかつて述べたことがある。<sup>26</sup>例え吉備部が出雲臣の支配下にいるように。また浜名郡輪租帳の集団のカバネ姓者は神直、語部君、三使部首、山部首など地方的伴造ばかりであり、出雲臣のような国造級の首長は見えないが、その存在の仕方は何等、他と異なるところはなく、おそらく彼等は国造級の首長の支配下に——例え対立関係にあっても、一応形の上では支配下に——あつたと思う。従つて浜名郡輪租帳の集団において「地域的編戸」が早く施行されやすかったということはないと思う。人部姓（神人部）が存在するので、やはり庚寅年籍を待たねば姓は成立せず、従つて編戸は遅くなると思う。このような階層分化の進展した集団については後述する。いずれにしても「地域的編戸」ということはありえないと思う。そして「白髪部五十戸」とは名代の白髪部五十戸という数量的把握がなされていただけであつて、そこに「編戸」という実態を考えることはできないとと思う。

それでは美濃・北九州戸籍や五領遺跡・中田遺跡にみられるような、家父長制的世帯共同体内外に階層分化が生じている先進的地域の場合はどうであろうか。階層分化が生じていない後進的な集団を五十戸として把握することは出来やすいが、先進的な地域では、それは簡単なことで

はなかつたと思う。そこで仮に五十戸という編成がされたとして、具体的にどのような把握の仕方をしていたかを考えてみると、家父長制的世帯共同体の内外で階層分化が生じていたのであるから、まず五十戸としては五領遺跡にみられるような、各々孤立的に存在している堅穴住居址の一グループ、即ち家父長制的世帯共同体を「戸」として把握し、多少の数字上の出入は操作されたと考えられるが、そうやって五十戸に編成したと考へる外はない。しかし家父長制的世帯共同体の内外に階層分化が生じているわけであるから、五十戸とは数量的に把握したのみで、構成員の一人一人を把握したものではなく、現実には有力な郷戸主を把握していくたと考へられる。

また人名と戸籍との関係を改めて述べれば、このような先進的地域の戸籍にみられる人民の姓は某・某部、某人・某人部と「部」字がつく者とつかない者に分かれしており、またカバネ姓者の政治的近親集団であった族姓者がいる。私の考へでは庚午年籍の段階に、某・某人が、庚寅年籍で某部・人部・族姓が付けられたというふうに考へている。庚午・庚寅と段階的に把握・登録していくと思われる。ただ後世、庚午年籍は氏姓の根本台帳と考えられ、庚寅年籍ではその姓の種類が決められる根拠が庚午年籍にあつたと考えられるので、庚午年籍の段階で有姓者に從属する形で登録はされていたと考へられる。しかし前述したように、姓が付けられていないかたということは國家の氏姓秩序上に公的身分をまだ与えられなかつたという風に理解され、個人一人一人を把握するということは庚午年籍では意識されていなかつたと考えられる。そしてまた庚午年籍以前の「白髪部五十戸」の木簡が出た大化五年から天智三年の

間に、五十戸に編成されていたとしても、それは律令的な五十戸のうな有力な郷戸がまず把握されて、いたと思う。

このような先進的な地方では郷戸間の階層分化の上に、前述したような郷戸内での階層分化が生じていた。寄口の移動によつて生じる郷戸の流動性ということが考えられる。寄口を獲得することによつて新たな郷戸が生み出される一方、寄口に逃げられることで没落する郷戸も出していたと考えられる。従つて五十戸に編成したとしても、それは流動的なもので、この大化五年から天智三年の早い時期に個人一人一人はもとより、全戸を把握していたとは考えられず、この点でもやはり有力な郷戸をまず把握したと考えられる。

以上のように後進的地方では集団の首長クラスの者が把握され、先進的地方では有力郷戸から把握して、いたと考えられるので、この時期村落に散在する各家父長制的世帯共同体を五十戸に編成したとみても、それは郷戸の数を数量的に把握したとどまり、構成員の一人一人を把握したものではなかつたと考えられる。

現実の家父長制的世帯共同体は前に述べたように堅穴住居址がいくつかまとまりを成してグループを作つてゐるわけであるから、景観的にいは、あるいは見た目にはそれらの一グループごとに「戸」としていけば良いようと思われるが、それは単に数量的に把握するだけで、それも先進的な地方では流動的なもので、それはたやすく行なえるものではなかつたと考えられるのである。

五十戸という五十といふ数字がなぜ「戸」を編成する上で単位になつたのかといふことも問題であるが、この大化五年から天智三年の間に

五十戸と記した木簡が出土したといつても、それは律令的な五十戸の「編成」といつたものではなく、数量的に把握したにすぎないと思う。ましてこれをもつて改新詔の正当性を主張する根拠にはならないと思う。

くりかえすようであるが、律令的な一元的人民支配が成立するのは天武四年の部曲廢止の時期で、この段階はまだ部民制下にあり、「白髮部五十戸」とは、名代の白髮部五十戸が集団として把握されており、その集団が「破十口」を貢進したものであると解釈したい。

#### 四、律令的編戸について

前節までに「白髮部五十戸」の木簡が書かれた大化五年から天智三年までの「戸」の把握の実態と、その条件について述べてきた。本節では律令的編戸というものと、その成立過程について述べたい。

律令的な編戸が成立する条件について考えてみると、まず第一に戸に編成したら、それを戸籍に記載するということで、戸籍制が実施されることがあげられる。これに関連して注目されるのは庚午年籍と庚寅年籍である。第二に戸籍制とも関連するが、八世紀の規模で五十戸が編成され、寄口を含めて律令良・賤身分の者が一名ずつ戸籍に登録され、いるためには律令的良賤身分が確立していることが条件になる。これに關して注目されるのは庚寅年籍である。第三に編成した五十戸が一里にまとめられている里制が成立していることが掲げられる。そして第四に何よりもまして、多元的な部民制支配が廃止され、一元的な支配が実施

されていることである。そうでなければそれは律令的支配ではなく、従つてその基礎になる編戸は律令的編戸とはいえないであろう。そしてこの点に関して注目されるのは天武四年の部曲廢止である。

以上のような条件が必要であると思うが、まず第四の点から述べておぐと、以前拙稿で述べたように天武四年の部曲廢止が画期となる。<sup>28</sup>これは始めて部民制を廢止し、律令官僚制による一元的支配を宣言したものであると考えるからである。次に第一の点では庚午・庚寅両年籍が戸籍制が画期的に実施されたものとして注目できる。これについてはいまだ明確にはされていないが、以前拙稿で述べた姓の成立過程という見地からすれば、庚午年籍は有力者の部姓と人民の某姓・人姓を成立せしめた程度であり、庚寅年籍によつて八世紀にみられるような規模での姓が成立すると考えられる。また第二の律令的良賤身分が確立するのは庚寅年籍であることが指摘されており、私もこの説に同意する。第三に里制の成立という点について。これについては直木孝次郎氏が諸説を整理されているが、私は庚午年籍と里制を切りはなして考えられ、天武朝の部曲廢止以後、次第にその動きが始まり、最終的には庚寅年籍で成立するとする早川庄八氏の見解<sup>32</sup>に同意する。早川説は天武十二年の里制の木簡が発見される前のものであるが、基本的には早川説のように考えたい。姓の観点から見てもこれまで述べたように、庚午段階は部姓・人部姓・族姓が未成立であつて、それらの姓の前身になる人々が登録されていたとしても、彼等は未だ姓を付されず、「某部」「某族」と所属が記されてゐるだけであった。このように一人一人の所属を登録していたとしても、彼等は国家の氏姓秩序上に公的身分を与えられず、個人一人一人を

把握しようとする意図は認められず、グループとして把握するだけで、律令的な個別人身支配は行われていないと考えられるのである。辛巳年（天武十年）の年紀を持つ伊場遺跡出土木簡ではまだ「柴江五十戸人」とある。そして現在木簡で里制の初出が確認できるのは藤原宮跡から出土した「癸未年十一月三野大野評阿漏里」<sup>34</sup>とあるもので、癸未年は天武十二年である。しかし庚午年籍と庚寅年籍の間に全国的規模で造籍が行われたとは考えられないので、私は鬼頭清明氏が言われるよう、この木簡の里制は淨御原令編纂にあたつて規定され、その淨御原令の「部分的先取的実行」であるとする考えに賛成する。やはり五十戸＝一里制が全国的規模で実施され、確立するのは庚寅年籍であると思うのである。

従つて直木孝次郎氏が指摘している「五十戸造」という里長の前身とされるものも、これが普遍的な官職として存在したかどうかは分らないと思う。例えば「白髮部五十戸」の場合であれば、後進的な地域の可能性が強いので、その五十戸の長は白髮部姓を名のる村落の首長であると考えられる。そのように村落の首長的人物が五十戸として把握された集落の長として存在していたことは考えられる。ただそれは從来からの在地における身分的状態から存在していたわけであり、「五十戸造」も、そのような階層の者がある特定の地域でそう呼ばれていたものであり、これを普遍的な官名であると考えるのは強引であると思う。更に宮本教氏が五十戸＝一里制を庚午年籍まで遡るとされ、天智三年から大化まで可能性を考えておられるのにも反対である。里の前に「五十戸」があり、その五十戸の前には「白髮部五十戸」があるとして、里制の起源

を無前提に廻らせるのは系譜の問題にとらわれて、実態を無視した論理であると考えるのである。

「五十戸」という数量的に「戸」の把握がなされてきていたことは認められるが、これまで述べてきたように、それを現実の集落の展開や社会構成と考え合わせて実態を考えると、「戸」の構成員まで把握したものではないことが考えられるのである。後進的な地域では村落の首長であるような者を把握していただけであり、全構成員を把握したのは庚寅年籍である。また先進的な地域では家父長制的世帯共同体内外に階層分化が生じていたので、まず庚寅年籍ではその家父長家族の有力な者を把握し、全構成員を把握したのは庚寅年籍である。そして上述の四点から、このような戸籍制の段階的実施によって次第に掌握され、庚寅年籍によつて里制の成立、良賤身分の確立と共に律令的編戸が成立したと考えられるのである。

### おわりに

以上、直木孝次郎氏をはじめ宮本教氏の説に異論を立てるになつてしまつたが、私なりの律令的編戸の成立過程とその実態について述べてみた。実態と題したが、村落を律令国家が掌握していく過程には軍事的方面、祭祀的方面など色々の要素があると思うが、それには言及していない。ただ私の考えた点を述べたにとどまるこことを謝しておきたいと思う。特に不案内の考古学的成果を利用した点については間違った理解の仕方をしているやもしれず、ご指摘とご指導をお願いしたいと思う。

1 註  
拙稿「律令的公民身分の成立過程」(『日本史研究』一三〇号 一九七三年)

2 奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報、一九七六年度』  
岸俊男「『白髮部五十戸』の貢進物付札」(井上光貞博士還暦記念会『古代史論叢・上巻』一九七八年)

3 東野治之『日本古代木簡の研究』九二頁、九八頁。一九八三年

4 「日本歴史」一九七号 一九六四年 岸俊男『日本古代籍帳の研究』所収。一九七三年

5 私はこの見解に対し、註1拙稿の註①で「戸」字は逆に大化後の戸籍制の実施により、「部」字が「戸」字に変化した可能性があると述べている。

6 鎌田元一「評の成立と国造」(『日本史研究』一七六号 一九七七年)  
7 直木孝次郎「『五十戸造』と五十戸一里制」(竹内理三編『伊場木簡の研究』一九八一年)

8 早川庄八「律令制の形成」(『新版岩波講座、日本歴史2・古代2』一九七五年)

9 和島誠一・金井塚良一「集落と共同体」(『日本の考古学・V』 一九六六年)

10 横山浩一「村のくらし」(『古代史発掘』一〇 一九七四年) 中井貞夫

11 「古墳時代後期の集落—東国を中心として—」(『考古学研究』七七号 一九七三年) 原口正三「古代・中世の集落」(『考古学研究』九二号 一九七七年) 同「考古学からみた古代・中世の集落」(『日本史研究』一七六号 一九七七年) 「原始・古代の集落」(第二三回総会研究報告討議)――(『考古学研究』九三号 一九七七年) 服部敬史「関東地方における古墳時代後期の集落構成」(『考古学研究』九七号 一九七八年) 同「古代集落の形と特徴」(大塚初重・戸沢充則・佐原真編『日本考古学を学ぶ3』一九七九年) 広瀬和雄「古墳時代の集落類型—西日本を中心として—」(『考古学研究』九七号 一九七八年) 小笠原好彦「畿内および周辺地域

- における壇立柱建物集落の展開』『考古学研究』100号 一九七九年)
- 山田猛「七世紀初頭における集落構成の変質」『考古学研究』11号  
一九八一年)
- 12 服部敬史氏は「古代集落の形と特徴」(前掲註11論文)で最も詳細に論じられているので、以下服部氏といえば、こちらの論文のことである。
- 13 原島礼二『日本古代社会の基礎構造』三一六頁。一九六八年
- 14 註11 12論文。
- 15 南部昇「籍帳研究史の二つの問題」『日本史研究』260号 一九八四年
- 16 石母田正「古代家族の形成過程」『社会経済史学』11の六 一九四二年)
- 17 吉田晶「郷戸構成の流動性」『日本古代社会構成史論』一九六八年)
- 18 原島礼二『日本古代社会の基礎構造』三七二頁。一九六八年
- 19 弥永貞三「大化大宝間の造籍について」(名古屋大学文学部研究論集)  
四一 一九六六年 同『日本古代社会経済史研究』所収。一九八〇年)
- 20 原秀三郎「大化改新論批判序説(上・下)」『日本史研究』八六・八八号  
一九六六・六七年 同『日本古代国家史研究』所収。一九八〇年) 平田  
耿二「庚寅の編籍について」『史学雑誌』七一編七号 一九六二年) 八  
木充「律令賤民制の成立」(律令国家成立過程の研究) 一九六八年)
- 吉田晶「律令的奴婢制の成立過程」『日本古代社会構成史論』一九六八年) なお武光誠「姓の成立と庚午年籍一部姓の起源について」(井上光  
貞博士還暦記念会『古代史論叢・上巻』 一九七八年)は、この点で拙稿  
(註1)を批判して、庚午年籍段階に律令的良賤身分が成立していたとさ  
れるが、それには同意できない。武光氏が根拠にされる史料は八世紀のも  
ので、そこにある文言を文面どうりにうけとることはできない。
- 21 原島礼二氏の区分によれば、真間期後半は八世紀前半に相当する。註13  
に同じ。
- 22 註10 一七三頁。
- 23 註1 1 拙稿
- 24 註1 拙稿、および拙稿「六・七世紀の在地における身分関係(上・下)」  
(『続日本紀研究』一六三・一六四号 一九七二年)
- 25 拙稿「六・七世紀の在地における某・族姓者の身分について」(九州史  
学)五〇号 一九七二年)
- 26 註25 拙稿
- 27 註1 拙稿
- 28 註1 拙稿
- 29 註1 拙稿
- 30 註19 に同じ。
- 31 註8 に同じ。
- 32 註9 に同じ。
- 33 竹内理三編『伊場木簡の研究』三三四頁。一九八一年
- 34 奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡(解説)』五五頁。一九八一年
- 35 鬼頭清明『律令国家と農民』六六・六七頁。一九七九年
- 36 註8 に同じ。
- 37 宮本教「伊場木簡と里制の成立」(竹内理三編『伊場木簡の研究』  
一九八一年)
- 原稿受理 一九八四年八月二十一日